

徳之島町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金申請要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営上の影響を受けている町内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取り組みを支援することを目的とします。

2 支給対象及び支給額

- (1) 町内に住所を有する法人の営む商工業のうち町が指定する業種：10万円
- (2) 町内に住所を有する者の営む商工業のうち町が指定する業種：10万円
- (3) 町内に住所を有する法人の営む宿泊業：営業許可証申請総定員数に5千円を乗じた額
- (4) 町内に住所を有する者の営む宿泊業：営業許可証申請総定員数に5千円を乗じた額
- (5) 町内に住所を有する者の営む商工業のうち、鹿児島県が休業や営業時間短縮要請延長をした4業種（スナックやバーなどのうち接待を伴う飲食店、カラオケボックス・ライブハウス・性風俗店）：20万円
- (6) 上記に該当し複数営む場合は全ての業種
- (7) その他町長が定めるもの。

3 申請要件

次の全ての要件を満たすこととします。

- (1) 申請者が、徳之島町内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社をいう。以下同じ。）であって、大企業が実質的に経営に参加していない会社又は個人事業主。
- (2) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- (3) その他町長が定めるもの。

4 申請にかかる留意点

- (1) 支援金の支給後、要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、徳之島町は、支援金の支給決定を取り消しとなります。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- (2) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することに同意していただく必要があります。

5 申請手続き等

(1) 申請期間

令和2年6月1日（月）から同年10月30日（金）まで（※当日消印有効）

(2) 対象期間

令和2年1月から令和2年6月までの間

(3) 申請書類一式

- ① 徳之島町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金申請書（様式-1）
- ② 営業活動の実態を確認することができる書類の写し
 - (1) 確定申告書または市町村申告書の写しのいずれか1つ
 - (2) 帳簿・貸借対照表・月別試算表・月次推移表・売上台帳のいずれか1つ
※対象期間内のうちのいずれか1ヶ月分の売上高が前年比15%以上減少していることが確認できるもの。
- ③ 振込先口座を確認できる通帳等の写し
- ④ 本人確認書類の写し（運転免許証または国民健康保険証）
- ⑤ 業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し（営業許可証など）
- ⑥ 誓約書（様式-2）
- ⑦ 申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）

上記、申請書類一式を提出してください。また、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

(4) 申請書類の入手方法

- ・ 徳之島町役場（税務課）
- ・ 徳之島町総合食品加工センター「美農里館」（地域営業課）
- ・ 徳之島町役場花徳支所

6 申請方法

郵送のみでの申請となります。

※封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。また、申請者が郵便物の到達を確認できる方法（簡易書留、レターパック）でお願いします。郵送途中の紛失等に関しては、当方として一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

[宛先]

〒891-7111 徳之島町徳和瀬 615-1

徳之島町地域営業課

事業継続支援金申請受付 宛

7 支給の決定及び支給方法

申請書類の内容を審査し、要件に合致することを確認した上で、適正と認められるときに支援金の支給を決定します。

また、支援金の支給は申請者の指定する口座へ振り込むこととし、6月中旬からの支給を予定しています。

8 通知等

ご指定の口座に支援金をお支払いすることで通知に代えます。

【※振込時の表示：トクノシマヨウカクイカリシヤ】

ただし、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知書を発送いたします。

9 お問い合わせ先

徳之島町地域営業課

(電 話) 0997-83-4111

(受付時間) 9:00~17:00 (平日)